

社会福祉士事務所 アプカス 利用契約書

甲（利用者）

乙（事務所） 社会福祉士事務所 アプカス

利用者（以下「甲」という。）は、社会福祉士事務所アプカス（以下「乙」という。）の行う相談支援について、次のとおり契約する。

（目的）

第1条 乙は、甲が抱える日々の生活課題の様々な相談に応じ、「心が安らかに落ち着く、ホッとした生活が過ごせる」ことを目的として支援する。

（支援内容）

第2条 乙は、相談支援するにあたり甲の利益を最優先し、甲自身の目標を定めることを支援する。

2 乙は、自らの先入観や偏見により支援することなく甲があるがままに受容する。

3 乙は、甲に必要な情報を適切な方法や表現にて提供し、甲の意思を確認する。

4 乙は、甲の自己決定を尊重し、甲がその権利を十分に理解し活用していくよう支援する。ただし、甲の自己決定が重大な危険を伴う場合は、あらかじめその行動を制限し、制限した場合はその理由を説明する。

5 乙は、甲との専門的支援関係を最も大切にし、パートナーシップを尊重し、それを乙の利益のために使用しない。

6 乙は、社会福祉士会倫理綱領・行動規範・行動指針に基づき、自らの専門的知識や技術を惜しみなく発揮し甲を支援する。

7 乙が行う相談支援は、介護等の事実行為は含まないものとする。

8 乙は、社会福祉及び介護福祉士法第二条の範囲内の行為で、社会福祉士の業務範囲を超える交渉や書類作成などの委任事項については、他の専門機関を紹介するものとする。

（支援対象者）

第3条 支援対象者は契約を締結した甲とする。ただし、甲にとっての支援対象者が甲本人ではなく、親族（以下「丙」という。）などの場合は、以下の項目に留意しながら支援していくものとし、甲の委任事項にてすべてを決定していくのではなく、甲の委任事項を考慮しながら、丙の利益をも最優先して支援する義務を乙は負う。

2 丙の契約締結能力

3 甲と丙との関係

4 甲からの委任事項の内容

5 報酬の支払者

（利益相反）

第4条 甲と乙、または丙と乙が利益相反の関係となる場合、又は将来的に利益相反になる可能性のある場合は、委任契約を締結できない。また、契約締結後に次の事由に該当し、委任契約後に利益相反になる場合又は利益相反になる可能性のある場合は、乙は甲に対して甲の利益を守る手段を講じ、利益相反になる旨を明らかにし、契約を解除しなければならない。

- 2 甲と乙の利益が相反する場合
- 3 丙と乙の利益が相反する場合
- 4 甲と丙の利益が相反する場合
- 5 甲と事務所関係者との利益が相反する場合

(契約期間)

第5条 この契約は、甲、乙のどちらかが口頭または文書により契約終了の希望があるまで継続する。ただし、次の事由に該当する場合はこの限りではない。

- 2 甲が死亡したとき
- 3 乙の事業が廃業したとき
- 4 契約後1年経過しても甲からの相談がない場合
- 5 第3条に基づき、契約後利益相反に該当する場合

(相談支援の記録の整備・開示・閲覧)

第6条 乙は、甲の相談支援に関する記録を行い、これを契約終了後5年間保管する。

- 2 乙は、甲からの記録の開示の要求があった場合は、特別な理由がない場合甲に記録を開示する
- 3 甲は、乙の営業時間内にその事務所にて甲に関する当該記録を閲覧することが出来る。
- 4 甲は、甲に関する当該記録の複写物の交付を、希望により乙より求めることが出来る。
ただし、複写の際、乙は甲に対して実費相当額を請求することが出来る。

(守秘義務・個人情報の保護)

第7条 乙は、相談支援をする上で知り得た甲に関する情報を、正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。ただし、甲の支援を行うにあたり、関係機関等への情報提供が必要なときは、甲の承諾を得たうえで必要最小限の情報を提供することができる。またこの守秘義務は契約終了後でも同様とする。

- 2 乙は、「個人情報の保護に関する法律」に基づき、相談支援を行う上で関係機関等から情報を得ることについて、甲の承諾を得たうえでこれを行う。
- 3 乙は、甲の関係機関等から得た情報を甲の支援目的以外には使用しない。
- 4 乙は、相談支援を行うにあたり、必要以上の情報収集を行わない。
- 5 乙は、記録等の情報の保持と廃棄について、甲の秘密が漏れないように慎重に対応する。
- 6 乙は、甲の情報を電子媒体等にて取り扱う場合、厳重な管理体制と最新のセキュリティに配慮する。

(報酬)

第8条 甲は、乙に対して別紙「報酬規程」に定められた、乙が提供する相談支援に対する報酬を支払う。

- 2 報酬は、相談支援終了後に発生し、甲は相談支援を受けた際は、相談支援終了後に現金にてその都度報酬を支払う。
- 3 甲は、相談支援にかかる実費が生じた場合は、報酬とは別に乙へ支払う。
- 4 甲が、契約終了時において乙に対して報酬等の未払いがある場合には、乙は甲に対して未払いを請求することができる。
- 5 乙は、甲から「報酬規程」に定められた報酬以外の物品や金銭を受け取ってはならない。
- 6 報酬額の変更は、委任事項の内容や報酬の改定につき、甲と乙で協議することができる。ただし、協議の結果、報酬額を改定した場合は、乙から甲に書面化して定めるものとする。

(他の専門職等との連携・協働)

第9条 乙は相互の専門性を尊重し、他の専門職等と連携・協働し、社会福祉士の業務範囲を超える交渉や書類作成などの委任事項については、他の専門機関を紹介するものとする。

(契約の終了)

第10条 甲又は乙は、口頭または文書で通知することにより、いつでもこの契約を解除することができる。ただし、次の事由に該当した場合はこの契約は自動的に終了する。

- 2 甲が死亡したとき
- 3 乙の事業が廃業したとき
- 4 契約後1年経過しても甲からの相談がない場合
- 5 第3条に基づき、契約後利益相反に該当する場合

(賠償責任)

第11条 乙は、甲に対する相談支援にあたって万が一事故が発生し、甲の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに甲に対して損害を賠償する。ただし、次の事由に該当した場合には、乙は損害賠償責任を負わない。

- 2 不可抗力による場合
- 3 乙の責めに帰すべき事由がない場合

(法令順守)

第12条 乙は、甲に相談支援を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意を持ってその義務を遂行する。

(信義誠実の原則)

第13条 甲と乙は、信義誠実を持って本契約を履行するものとする。

- 2 本契約の定めがない事項については、その他諸法の定めるところを遵守し、双方が誠意を持って協議の上定めることとする。
- 3 甲、乙の間で紛争が生じた場合は、双方話し合いをもって解決するよう努める。

(合意管轄裁判所)

第14条 甲と乙は、この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、乙の住所地を所轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、それぞれ一通ずつ保有するものとする。

令和 年 月 日

(甲) 住 所 _____

氏 名 _____ 印

電話番号 _____

(乙) 住 所 白老郡白老町字萩野281番地110

氏 名 社会福祉士事務所 アプカス 代表 篠原 歩 印

電話番号 0144-83-3143